

企 画 総 務 委 員 会 記 録

1 日 時 平成29年3月3日(金)
午前 10時00分 開会
午前 10時47分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出 席 委 員 委員長 豊 田 康 志 副委員長 真 木 増次郎
委 員 太 田 嘉 一 委 員 岩 本 和 強
委 員 藤 田 豊 治 委 員 伊 藤 優 子
委 員 山 本 健十郎

4 欠 席 委 員 なし

5 説明のため出席した者

市長 石 川 勝 行

・企画部

部長 原 一 之

総合政策課 課長 亀 井 利 行

財政課 課長 河 端 晋 治

・選挙管理委員会

選挙管理委員会 事務局長 櫻 木 俊 彰

・総務部

部長 寺 村 伸 治

総務課 総務課長 佐 古 猛

人事課 主幹 松 木 真 吾

・消防本部

消防長 藤 田 秀 喜

総務警防課 主幹 石 井 一 成

総括次長(地方創生推進監) 桑 野 誠 二

総合政策課 主幹 上 野 壮 行

別子銅山文化遺産課 課長 秦 野 親 史

総括次長(契約課長) 曾 我 部 信 也

人事課 課長 神 野 賢 二

総務警防 課長 毛 利 弘

予防課 主幹 塩 崎 誠

6 議会事務局職員出席者

議会事務局事務局長 多田羅 弘 議事課 係 長 神野 瑠美

7 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

8 会議の概要

○ 開 会 午前 10時00分

○豊田委員長：開会あいさつ

○石川市長：あいさつ

○企画部関係（企画部その他関係者）

◇議案第7号 新居浜市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○河端財政課長：説明

< 質 疑 >

●伊藤委員：提案理由に地価の下落傾向が続いたこととあるが、下落傾向は以前からだと思う。なぜ今提案されたのか。

○河端財政課長：多極型産業推進事業用地取得の貸付をこの基金で行っていたが、多極型産業推進事業用地の売却が完了したことに伴い、今回廃止の提案に至った。

●岩本委員：慈光園の土地に関してだが、土地開発公社の手を離れた以後どうするご予定か。

○河端財政課長：具体的にはどのような施設を建設するか決まっていないが、公共施設用地として活用を図っていきたいと考えている。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩10時05分／再開10時06分

○総務部関係（総務部その他関係者）

◇議案第4号 新居浜市個人情報保護条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○佐古総務課長：説明

< 質 疑 > な し

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

◇議案第5号 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例及び新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○神野人事課長：説明

< 質 疑 >

●山本委員：国、県に準じた改正ということであるが、この改正による市政運営への影響はどのように想定されているか。

○神野課長：分割はできないが、6カ月以内の介護休暇制度が平成7年頃からあり、今現在介護休暇取得中の職員はいない。平成20年～平成27年度までの取得実績は、介護休暇制度取得者10名である。これまでの実績並びに休暇期間中が無給であることから考えると、改正後大勢の職員が一斉に希望することは考えにくい。また、同様の制度で、小学校に入るまでの子どもがいる職員については、2時間までの休暇が与えられる制度があるが、この休暇については16名の職員が制度を利用している。急激に取得者が増加するとは考えにくいだが、将来的に希望者が増えてくれば、それだけ1日当たりの仕事時間が短くなるので、その辺は何らかの方策は必要であると思われる。現在、すぐに仕事が回らなくなる状況になるとは考えていない。

●伊藤委員：毎日取得することも可能か。

○神野課長：選択により可能。

●伊藤委員：職員は、前もって計画的に申請されるのか。

○神野課長：職場の仕事の分担やローテーションのこともあるため、あらかじめ申し出ていただくこととなる。ただ、申し出たとおりに取得しなければならないというわけではなく、変更も可能である。

●岩本委員：分割取得が可能になることにより使いやすくなると思うが、基本的に申請があった場合、介護休暇が認められる基準はあるのか。

○神野課長：介護の対象となる方については2週間以上介護の必要な方である。要介護、要支援などの介護だけではなく、怪我や病気も対象になる。なお、他に介護する者がいる場合は認められない。ただ、兄弟が3人いたとして、交代で介護をするという場合などは、本人が介護に当たる時だけ休暇を取るというのは認められる。

●岩本委員：怪我や病気であればある程度の期間のめどは立つと思うが、介護の場合は要介護度の軽重や他の介護者の有無などを職員に申請させて判断するのか。

○神野課長：申請の際に事情を詳しく聴取し、休暇取得条件を満たしているかどうかを見極め、休暇を認めるかどうか判断をする。

●真木委員：特別職は対象外か。

○神野課長：一般職だけが対象の条例である。

●真木委員：介護のほうだが、部課長クラスが年齢的に対象範囲内に入る可能性が高く、例えば複数の部長が同時に申請することも起こるのではないかと思うが、現実的に運用は可能とお考えか。

○人事課長：今のところ、大量に同時に申請が出てくるということが過去に例がない。また、本人からの申請によるものであり、介護休暇期間、時間を自分で選択できるため、どうしても出席しなければならない会議などがある際には、その時間はずして介護休暇、介護時間を取るとすることも可能である。もしそういうことになった場合には人の配置も考えなければならないかと思うが、今のところは想定していない。

●伊藤委員：長期にわたり介護休暇を取得した場合、昇任などに影響はあるか。

○人事課長：制度上認められているものであるもので、それをもって昇任に係る判断をすることはできない。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 10 時 27 分 / 再開 10 時 28 分

○ 予算議案 (企画部その他関係者)

◇ 議案第 24 号 平成 28 年度新居浜市一般会計補正予算 (第 6 号)

○ 河端財政課長 : 説明

< 質 疑 >

● 山本委員 : 43 ページの消防施設費に関して、水道管移設替えの際の負担金であろうと思うが、現在市内の消火栓の数はどのくらいか。また、水道管移設の際に増設していることと思うが、他にも消火栓が必要な箇所は出てきているのではないか。

○ 毛利課長 : 平成 28 年 4 月 1 日現在、公設の消防水利が消火栓、水槽等を合わせて、新居浜市内で 2,707 箇所ある。そのうちの消火栓が 2,278 箇所である。消火栓の増数については、場所により条件は異なるが、消防水利の基準により、水道の配管が直径 10cm 以上であることなどいろいろな条件があり、それを満たしていないところには設置ができないため、水道配管の増径によって消火栓が設置可能となる条件を整備するなど、水道局の工事の際に要望していく。

● 山本委員 : 中萩、萩生、且の上地区などは水道管がわりと入っていないところがある。公共下水道が今後入っていくだろうと思うが、地元から消火栓に対する要望が無かったとしても、消防の方で考えて取り組みいただけるのか。

○ 毛利委員 : どうしても消防水利のないところもあるのが現実である。そういうところに対しては、水道局の配管が通っていない、または配管が通っていても径が細いなどの理由により消防水利がつかないのが現状である。そのようなところでも消火栓が必要な所もあるため、毎年水道局の工事と合わせて協議し、付けるところは付けて増設したいと考えている。

● 岩本委員 : 28 ページ、市町長移譲事務交付金について。移譲される事務はどのくらいあるか。

○ 河端財政課長 : 交付金 530 万円の内訳としては、公有水面の埋め立て、新たに生じた土地の届出等 14 事務あり、均等割で 9 万円が加算され、合計 530 万 5 千円という金額になっている。

● 岩本委員 : パスポートに係る事務も含まれるか。

○ 河端財政課長 : 見る限りパスポートに係る事務は含まれていない。

< 討 論 > な し

< 採 決 > 全会一致 原案可決

休憩 10 時 44 分 / 再開 10 時 45 分

◎ 請願・陳情関係

(継続審査分)

◇ 請願第 1 号 日本政府に核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための行動を求める意見書の提出方について

< 意見 >

● 藤田委員：継続でお願いしたい。というのもこれは日本政府にて検討されているので、継続でお願いしたい。

● 岩本委員：兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための行動を求める。これは我が国が唯一の被爆国であり、世界中に核兵器が量産されるのを防ぐということでぜひ採択いただきたい。

< 採決 > 賛成多数 継続審査

休憩 10 時 47 分 / 再開 10 時 47 分

○ 閉会 午前 10 時 47 分 閉会

企画総務委員会付託案件表

平成29年3月3日

○企画部関係（企画部その他関係者）

議案第 7号 新居浜市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

○総務部関係（総務部その他関係者）

議案第 4号 新居浜市個人情報保護条例及び新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5号 新居浜市職員の勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例及び新居浜市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○予算議案（企画部その他関係者）

議案第24号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）

第1表	歳入歳出予算補正中	ページ
歳入	全部	2・24～32
歳出	第2款 総務費	3・33～35
	第9款 消防費（財源補正を除く）	3・43
第2表	繰越明許費補正 追加	
	第2款 総務費	5
	（第1項 総務管理費 新居浜駅バリアフリー化事業を除く）	
	第9款 消防費	5
第4表	地方債補正 変更	7

○請願・陳情関係

（継続審査分）

請願第 1号 日本政府に核兵器全面禁止・廃絶国際条約の締結のための行動を求める意見書の提出方について